TPP交渉に関する説明会(概要)

- 1 日時等 平成26年3月25日(火)13:30~15:15 KKRホテル札幌
- 2 説明者 内閣官房TPP政府対策本部 内閣審議官 澁谷和久
- 3 出席者 道及び農林漁業、経済、消費者、医療などの関係団体 27団体 104名
- 4 概 要

【TPP交渉に関する説明】

(内閣官房TPP政府対策本部 澁谷内閣審議官)

- 毎回、TPP交渉会合が終わるたびに、全国知事会にお願いし、都道府県の担当者に、 私の方から交渉会合の結果を説明している。また、東京で様々な団体の方、毎回200名ぐら いに説明をしている。各都道府県の関係者に対し、直接話をする機会がこれまでなかった ことから、都道府県にお願いをして説明の機会を設けていただきたいと話をしたところ、 第1号が北海道で本日が皮切り。
- 今日は、これまでの交渉の状況について、話せることと話せないことがあるが、できる 限り詳しく話をしたい。特に、北海道の方々は、いろいろと不安な気持ちをお持ちでない かと思っている。断片的な情報しかなく、全体像が分からないとか、いろんな話を伺って いるので、皆さんの疑問に答えるような説明をして、皆さんとのコミュニケーションを図 ることができればありがたいと思っている。
- TPPは秘密交渉だとよく言われるが、正直、私どもも辛いところがあり、今やっている中身を全部お話ししたら、どんなによいかなと思うこともあるが、どの国も工夫をしながら国民や関係団体の方々とコミュニケーションを図ろうと努力している。私どもとしても、本日のような機会を含め、引き続き、努力をしていきたい。
- 資料の3ページ。「メガFTA」時代の到来、これは、JETROの世界貿易投資報告の中で書かれているもの。歴史的な経緯を申し上げると、1929年の世界大恐慌の後、各国がブロック経済圏を作り、保護主義に走ったということが第二次世界大戦を招いたことの反省から、戦後まもなく、ブレトンウッズ協定ができ、1948年にはGATT(関税及び貿易に関する一般協定)というWTOの前身ができた。要は自由貿易を世界中のルールにしないと、また悲惨な戦争になるのではないかという反省に基づいて、GATT体制ができた。
- 2ページに、EUと書いているが、1967年にECという欧州共同体ができ、93年にはEUとなった。これはヨーロッパだけでまとまろうという関税同盟、経済圏を作ろうという発想。NAFTAはアメリカ、カナダ、メキシコにより、1994年にできた。GATT体制が戦後30年ぐらい経って立ち行かなくなった。GATTは議論したものの中で好きなものを選べるという方式だったので、自分の嫌なルールは受け入れないということで、なかなかそのルールが徹底しなかったということがある。
- 世界は2つの方向に動き、1つはブロックごと、もう1つはGATTをさらに強化しようということで1995年にWTOができた。ただ、WTOもなかなか上手くいかない。160か国以上が入っているし、GATTの失敗の経験に基づき、WTOはシングル・アンダーテイキングという、決めたルールは全部、飲むか飲まないかのどっちかだと、都合のよいものだけ受け入れるのはダメというのがWTOルール。逆に、それが重しになって、今ドーハラウンドがなかなかまとまらない。そこで各国は二国間でFTAをどんどん結んでいこうということになった。
- 8ページ。FTAは基本的には二国間の自由貿易協定。日本とオーストラリアではEPAと呼んでいるが、これは二国間で経済連携協定を結ぼうというもの。私が勝手に考えているのだが、WTOは世界中の国が参加して、同じルールを共有しようというもの。FTAとEPAは二国間で決めるもので、我々の生活で考えてみると、WTOで決めたルール

は法律みたいなものであり、日本中に適用されるが、法律だけでは世の中が動かないので、 当然契約というものもやる。当事者同士で契約をすれば、法律に違反しない限り有効とい うことだから、ある意味FTAは、契約みたいなもので、WTOルールより高い水準で合 意するならば、それは二国間でどんどんおやりくださいというのが、WTOの基本的なル ール。WTOの交渉がなかなか上手くいかなくなったのを見越して、90年代から二国間の FTAというものが流行り始めた。

- 6ページ。「主要国のFTA・EPAの状況」で、韓国は、貿易量の32%が自国とFTAを 結んでいる。韓国の政策はFTAがハブになるというもので、あちこちの国とFTAを結 んで、韓国に投資すれば、いろんな国と貿易ができるということを売りにしようとしてい る。FTAの本数は日本と大差がないように思えるが、韓国はEUやアメリカなど大きな ところとFTAを結んでいるので、貿易量に占めるFTAの比率が非常に高い。
- 我が国は農業大国とFTAを結ぶことに対して、これまで慎重だったというのがあって、 13か国とFTAを結んでいるが、貿易量でいうと19%しかない。そういう意味では、これまで日本はFTAをいくつか結んできているが、そんなに大きな貿易相手国ではないからこそ結べてきた。逆説的だが、そういうことであり、日本はEU、アメリカ、オーストラリアなどとはFTAを結んでこなかった。ニュージーランドもそうだ。韓国は既にFTAの比率が32%、中国は日本とほぼ同じで、アメリカは38%。隣の韓国がFTAをどんどん結んで、何が起きているかというと、日本の企業がどんどん工場を韓国に移している。韓国で自動車を生産したり、韓国でいろんな製品を生産したりすると韓国製になる。そうすると、韓国はアメリカともEUともFTAを結んでいるので、無税でアメリカやヨーロッパに輸出できる。日本はヨーロッパとも、アメリカともFTAを結んでいないので、関税がかかり、日本の企業は自動車だけでなく、いろんな製造業が韓国に投資をしようとする。タイもいろんな国とFTAを結ぼうとしている。実際、タイがオーストラリアとFTAを結んだ直後に、日本の自動車会社はタイに工場を移した。現にこういうことが起きている。
- 世界中がWTOでは、なかなか上手くいかなくなったということで、二国間のFTAをどんどん結ぼうとしている。ただ二国間のFTAは、一定の量に達するとなかなか難しい。要は相手国によって関税の対応が全く違うので、非常に複雑になってしまう。これをスパゲッティーボール状態というが、スパゲッティーの麺が絡まった状態で、非常に世の中が複雑になる。
- 3ページ。最近の世界の国際通商協定の流れは、二国間のFTA・EPAがそろそろ限界に達しているので、多国間でFTAを結ぼうではないかという、これが「メガFTA」、広域経済連携協定と訳しているが、その先駆けがTPP。環太平洋の12か国で交渉をやっている最中。我が国は中国や韓国、インドも入れたRCEPという東アジア経済包括的経済連携も同時並行で交渉で行っている。日本とEUの間でも、今週交渉をやるが、日EUのEPAも動いている。日中韓のFTAも行われている。
- 4ページ。一方で、アメリカは、まずTPPをやっている。日本はTPPに加えて、東アジアよりの「RCEP」を進めている。アメリカはTPPと並行して、EUとのメガFTA、「TTIP」を同時並行で進めている。この中で一番進んでいるのはTPP。世界のGDPに占める割合は、TPPが38%、TTIPは44%、RCEPは26%。ダブる国が結構あるが、ダブりを排除しても、この3つだけで世界の77%のGDPをカバーする。日本はこの中のTPPとRCEPの両方で交渉を進めており、この3つが世界で動いている広域的なFTAの大きなもので、このどれかに入っているということが非常に大事だということと、日本は正直に言って、二国間のFTAでスタートが遅れたということがあり、大勢の国と二国間をやるのは大変だが、広域FTAで、一気に70%ぐらいのFTA比率に高まる。
- 10ページ。昨年6月、今の安倍内閣が成長戦略としてまとめた「日本再興戦略」に書かれている目標で、2018年までに、貿易のFTA比率を現状の19%を70%まで目指す。TPP、

RCEP、日中韓FTA、日EUなど、広域的な経済連携を進めることで、今の19%が一気に70%までいくということである。二国間のFTAが他の国に比べて、やや遅れ気味だったが、ある意味、世の中の流れが広域連携に入っており、日本がむしろこれをリードすることで、日本自身の成長に繋げていくという成長戦略である。こんな前のめりでどうなんだろうかと気になっているかとも思うが、成長戦略としてTPPは非常に大事であるということは紛れもない事実であり、別途農産物とか守るべきものは守るということはちゃんとするので、そこは安心していただいて、まずはしばらく何のためにTPPをやっているのかということを説明させていただきたい。

- 8ページ。WTOが法律のようなもので、これを160か国でまとめようとするとなかなか難しい。かといって、二国間だけで、契約みたいな形でやるのも、なかなか煩わしいことで、今の流行は広域経済連携。これはまちづくり協定みたいなものでして、100何か国ではないけれども、10か国ぐらいの人が集まって、お互いの共通ルールを決めようということ。これはある意味、通商協定を超えた地域づくり、まちづくりみたいなもの。非常に包括的なルールメイキングであるということが1つ、もう1つは、二国間のFTAとは違って、いろんな国が入っていること。資源を出す国、ものを生産する国、消費する国など、いろんな国が入っていると、グローバルサプライチェーン、グローバルバリューチェーンという言い方も最近はするが、その締結国の数が増えれば増えるほど、その締結国の中で、いろんなサプライチェーンを構築できるというメリットがある。
- 特に、我が国は、加工、組立がアジアのいろいろな国に移っている中で、ハイテクな部品に競争力があり、多様なサービスを供給できるという強みがある。我が国が強みを活かしていく上で、広域的なFTA、広域的な経済連携協定に積極的に参加することでグローバルサプライチェーンの構築をリードする、グローバルバリューチェーンという、今はないバリューを目指すということだから、それは、ある意味各国の成長に寄与する、今はないバリューが、各国が連携することで生まれるということだから、お互いにバリューを増やして、それを山分けするということが、まさに、広域経済連携である。
- 17ページ。これは農林水産省がよく使う資料で、世界の食の市場規模で、加工と外食を併せたもの。世界で340兆円の世界の食の市場規模が2020年には680兆円まで増えるというもの。この市場を、どうやって取り込んでいくのか、これがまさにTPPの本質。北海道は、ある意味非常にチャンスではないかと私には見える。
- 16ページ。「メード・イン・TPP」という概念がある。TPPの国で作ったものについて、関税をどうするということになるが、自動車の組み立ても一から十まで一つの国で行うのは珍しく、日本でエンジンなどのハイテク部品を作って、その他の部品は、例えば、マレーシアで作って、最終的に加工組立はベトナムで行い、ベトナムから輸出するという工程があったとして、原産地規則の中で、一から十まで全てベトナム産でなければベトナムから輸出する自動車の関税は、ゼロにしないとなると、何が起こるかというと、日本の部品メーカーは、ベトナムへ行かなければならなくなる。
- 今、原産地規則は最終調整中であるが、原産地規則のテキストの中では、「累積」という概念が認められつつあり、TPPの域内であれば「メード・イン・TPP」ということで、処理をしようという方向で議論が収斂しつつある。これが認められれば、日本の部品メーカーは、日本に居ながらにしてTPPのどこかの国で最終加工・組立があるとその国へ輸出をして、そこでTPPの域内へ輸出すれば良い。もし、TPPに入らないと、このような恩恵を受けられなくなり、必ず日本の製造業は、完成品だけではなく部品も含め広域FTAに入っているどこかの国へ行かなければならなくなる。広域FTAに入っていれば、日本に居ながらにして、世界中の国へ輸出が増えてくることになる。
- 最近の日本の強みは加工、組立ではなく、設計や細かな部品で、数百円から数千円する ものがあり、その違いはデザインにあり、デザインが違えばその付加価値が違ってくる。 昔ながらの国際経済学の教科書では、ポルトガルがワインを作り、イギリスが工芸品を作

- り、これをお互いに取引すると、お互いがWIN-WINになるということだが、今はむ しろ商品開発とかアフターサービスとか、そういうところに価値が出てくる時代。
- 14ページ。「スマイルカーブ」と呼ばれるグラフがあるが、昔は加工組立にも価値はあったが、最近は、その前に企画、設計、デザインに価値がある。また製造後のアフターサービスに付加価値がある。日本は、図の両脇(「製造前のサービス」、「製造後のサービス」)に強みがある。貿易の中でこの両脇にルールを作る、例えば、知的財産を保護する。設計、デザインについて保護する。その国に輸出すると、デザインを変更させるということでは困るわけだ。
- また、アフターサービスのために、日本のエンジニアがその国へ行こうとすると、ビザ の発給で意地悪をされて行けない、そのようなことがないように、一時的入国というチャ プターで日本は、そういう人が行き来ししやすいようにしてくれと言っている。
- また、トラブルがあった時のお金のやりとりは、日本の銀行が例えばベトナムにあれば、 仕事がしやすくなるが、ベトナムは金融規制が厳しく入って行けないのでそこを開けて欲 しいと日本が主張している。
- まさに、日本の強みとなるサービスや企画、設計が日本にとって都合の良い形で守られると、安心してグローバルサプライチェーンが構築できる仕組みをTPPの中で作ろうとしている。
- 農産物の関税の問題だけがクローズアップされているが、まさに、世界中にグローバル なバリューチェーン、サプライチェーンを作るために必要なルール作りをするのがTPP の本質。
- 12ページ。昨年日本がほかの参加国から交渉参加の受入れがあった時に、甘利大臣が出した声明の中で、「アジア太平洋地域の新たな貿易。経済活動のルール作りの礎になる。」「自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールを作り上げていく」ということであり、まさに、ルール作りをしていくということ。
- 20ページ。TPPのチャプターを書いているが、21分野、これは日本が入る前に取材して作成したものだが、その中で、チャプターが増えたり、統合されたりしているが、基本的にはこの21分野。
- 「(2) 原産地規則」は先ほど話したとおり、これは日本にとって強みの分野。
- 日本にとって売りなのは、「(7)政府調達」。日本国政府は情報発信がないといわれているが、21ページの内容は、内閣官房のホームページに載っているもので、私自身が、記者会見などで話した中に、各分野の進捗状況などを説明しており、それをアップしているので後ほどご覧いただきたい。例えば、政府調達では、我が国は、国、都道府県、政令市まで一定金額以上の政府調達を、分かりやすいのは公共事業の発注で海外にも門戸を開けているが、実は、12か国の中で4か国しかない。WTOのGPA協定に入っている国は日本を含めて4か国で、残り8か国は未だ政府調達を海外へ開いたことがない。その8か国がTPPの政府調達のチャプターで、原則12か国が開放するということに合意をしている。ルールについては、合意されているが、細かな各国ごとの基準について議論をしており、これは、日本にとってビジネスチャンスにつながること。逆に日本の政府調達の基準が変更されるのではないかとの心配があるようだが、これは全くありません。日本は最も進んでいる国の一つであるということ。
- 越境サービスとは、日本のコンビニチェーンがベトナムやマレーシアで事業展開をする 場合、いろいろな規制があり、この規制を撤廃するよう日本がリクエストを出している。 この辺は攻めている分野。
- 22ページ。投資のチャプターに皆さんが心配しているISDSというものがあり、例え

ば、日本の企業がある国に投資をして、その後その国の法律が変わり、事業を継続できなくなったときに、損害を賠償する訴えを投資家が国に対して起こせる規定であり、日本が過去に結んだEPAにほとんど入っている。

- 訴訟社会と言われているアメリカがISDSを使って訴えてくるのではないかとの心配がある。先週横浜で、TPPの話をする機会があった。私の話の前に、経済の専門家の方の話があり、その中で、ISDSを認めると、医者が日本語で診療したことをアメリカから訴えられると説明をしていたが、2つ間違いがある。1つは、ISDSで訴えられるのは、医者などの事業を行っている人ではなく、我々国が訴えられる。したがって事業をしている人が訴えられることはありません。第2に、訴えられる対象となるのは、基本的には制度変更であって、制度変更により外国の投資家だけを差別的に取り扱うようなものはまずいが、安全などの公共政策の目的で規制をかけたときに、その規制により、ある事業が影響を受ける場合があっても、これは外国だけを狙い撃ちにしたもので無ければいいんだというのが、TPPの世界の基本的な考え方。日本の今ある制度は全て内外無差別であり、今の日本の制度は全て、このまま継続することは他の11か国に登録しており、将来、公共政策目的で、内外無差別で行う前提で行う制度改正は、各国が留保している。
- 訴えられるのは、特定の国を狙い撃ち、外国だけを差別的にしている場合で、日本が I S D S で訴えられたことはないが、日本の企業が訴えたことはある。ある国が、「戦争や天変地異があったときに、その国の銀行はその国が守るが、外国の銀行は守らない」という制度を作ったときに、預金者離れによる損害が発生したため、日本の企業が訴え、これは勝っている。
- ISDSは、日本の企業にとって安心して投資が出来るという意味で、非常に良いことであり、逆に日本の制度が訴えられる心配は全くない。
- ルールの分野で、電子商取引は、日本にとって強みの分野で、知的財産や電子商取引などで、今、日本がルールメイキングの主役になっている。
- 詳しくはお話できないが、昨年の7月、日本が交渉参加して以来、我が国の立場というよりも、むしろ、グローバルサプライチェーンを作るために、良い内容にしてきたかということは、交渉が終わってもお話できないと思うので残念だが、どこかでお話できればと思っている。
- 農林水産委員会の決議との関係で心配があった政府調達は、お話したように心配ない。 ISDSも、基本的には悪い話ではないが、日本以上に心配している国が多々あり、決議や自民党の公約に書いてあった濫訴防止にならないようなものはダメという方向になっていると思う。
- 食の安全についても、TPPに入ると、日本が国民の安全を守ろうとしてやっている制度を変えろと言われるのではないかとの心配があったが、確かに、食の安全より利益を考えている人がかつていたかも知れないが、例えばアメリカにも、食の安全を守るステークホルダーがおり、そういう人たちにも配慮しなければならないということで、結果としてSPSや食の安全に関し、我が国がTPPに入ったからといって、一方的に制度を変えさせられる状況にはなっていない。
- 金融サービスも、基本的に日本の保険や公的医療保険がいじられることではなく、むし る日本の金融企業が外国へ進出していけるような交渉をしている。
- したがって、決議などに書かれているルールの分野での心配はないが、最後に、物品の 関税の交渉に関するお話をさせていただきたい。農林水産委員会の決議もあり、「守るべき ものは守る、攻めるべきものは攻める」というのが我が国の立場。
- 農産品のいわゆる重要 5 品目については、26ページのとおり、一連の二国間交渉や全体 会合の場で、我が国には衆参の農林水産委員会の決議があり、センシティビティがあるこ とを粘り強く説明し、各国の理解を求めたということ。甘利大臣がシンガポールでは、チ リは大臣が来ていなかったので、チリ以外の国と全てバイの会談を行い、全ての大臣に対

- して、日本にはこうしたセンシティビティがあることを、かなり丁寧に説明している。農水 委員会の決議は、かなり前に配ってはいるが、閣僚会合の前に開かれた首席交渉官会合で は、英語版、日本語版も欲しいという国には日本語版も配り、説明をしている。
- その上で、今週木曜(27日)、金曜(28日)とアメリカで引き続き実務者協議をすることになっていて、シンガポールの閣僚会合では、甘利大臣とフロマン代表が2回にわたって会談をしたが、全く溝が埋まっていない。その後、事務的な協議を一度行って、今週も行うが、全くお互いの溝が埋まっていない状況。アメリカの新聞によると、フロマン代表は、甘利大臣のことを、タイアレス・デフェンダー・オブ・アグリカルチャー、「疲れを知らない農業の守護神」と呼んでいるそうであり、甘利大臣は怒っておられたが、甘利大臣もフロマン代表も原理原則をずっと主張している状況。
- 日本の新聞はいろんなことを書くが、ほぼ全部誤報だと思っていただいてよろしいのではないか。アメリカにこういう提案をしたとか、いろいろ載っており、私は記事を全部読んでいる。ある国会議員の先生も言っていたが、本当に中身を知っている人はおそらく話さないんじゃないかと、多分非常に中途半端な情報が飛び交っている。私どもにとって非常によろしくないことであって、交渉に悪影響を及ぼす。10月くらいに自由化率を95%提示したという記事が出たが、そんなレベルまで全然いってなかったが、大誤報が流れたので、早く95%出せよと言われて非常に困った。どうも相手国が日本に出した数字を記者が勘違いして記事にしたという、そういった誤報が続いて、私も新聞に誤報が載る度に国会に呼ばれたりして、どうなっているんだと言われる。甘利大臣も総理も農林水産委員会の決議を受け止めてきちんと交渉してますと、この間、甘利大臣も予算委員会で、「決議を守っているから、こんなに苦労をしているんですよ」と、本音を吐露されておりましたが、まさに、各国どう思っているのか分からないが、我々としては粘り強く説明をしている。
- 交渉は、12月と2月にシンガポールで閣僚会合を2回行った。ルールメーキングの分野で は、国有企業は、どちらかというと日本はあまり関係ないが、国が丸抱えでやっている企業 が海外に行ってビジネスをすることはけしからんじゃないかというルールを作ろうというこ と、知的財産はなかなか大きな分野だが、甘利大臣がシンガポールの閣僚会合が終わった後、 資料の24ページのとおり、知的財産、国有企業等について、例えば、知的財産は未解決の課 題が100以上あったのが、もう一桁くらいになったと、国有企業についても、実はかなり整 理がされたということであり、ルールの分野で難航していたと言われた2つの分野が大分ヤ マを超えている。ただ、どの国も物品の市場アクセス、関税の撤廃交渉とルールはセットだ と主張しているので、先にルールだけまとめることはしないというのが、ほとんどの国の思 いであるので、従って、シンガポールでは敢えてまとめなかったし、また、各国ともルール についてはほぼ論点が整理されたので、閣僚会合をすることもないだろうと。新聞には、シ ンガポールの閣僚会合が終わった後、次回の会合の日程は決められなかったと書かれていた が、むしろ、会議の日程を決めないと。閣僚会合で決めることにすると、どうせ閣僚で決め るんだからと事務方が決めない。閣僚が12月、2月と2回も会って相当議論し、論点は相当 整理されたので、後は首席交渉官レベルでまとめてくれと。どうしても閣僚会合をしたけれ ば、最後、1日だけどこかで集まって確認するためだけにやればいいじゃないか、これは甘 利大臣も、フロマン代表も、他の国の大臣も言っていたし、ある国の大臣は閣僚会合はもう しなくてもいい。どうしてもしたければ、1時間だけ集まって記念撮影すればそれで終わり だと、そのくらいの認識。あとは事務的に詰めようということになっている。
- 国会でいろいろ聞かれるが、4月下旬にオバマ大統領が来日する。そこで何かアメリカに譲るんじゃないかとか聞かれるが、安倍総理自身が「早く妥結するという気持ちはあるけれども、日本が特に交渉を急いでいるということはない、日本が何も締切を設けているわけではない」と、明確におっしゃっている。オバマ大統領が来日されるということで、甘利大臣も「その時までにまとまっていれば望ましいけれども、そこにこだわるわけではない」ということは明言されているわけで、日本が一方的にアメリカに譲るんじゃないかといったような

心配は杞憂であると思っていただいてよろしいかと思う。ただ、冒頭、ご説明したとおり、 TPPそのもの、特にルールの分野については、日本の成長戦略、日本が成長していく上で、 人口が減少していく中で、グローバルなバリューチェーンを構築することなしに成長の道は 無いわけであり、成長戦略の大きな柱であることは間違いない。したがって、決議をきちん と守るということと、TPPをまとめると言うことは、両立するんだということを前提で我 々は交渉している。

- もちろん、そうならなければ、それはまた別の判断になるが、現時点では、そこは両立させるんだということで、一生懸命交渉しているところであり、先週、参議院で予算が通過して、予算が成立した日に、記者会見をしている。その時の安倍総理の3月20日の記者会見、19ページのとおり、「TPP交渉も最終局面にあります。あとは政治の意志の問題です。TPPこそ国家百年の計だと、私は繰り返し申し上げてきました。国益を最大化する形で、早期の妥結を目指す決意であります。」これが、我々の考え方であって、皆さんがご心配する、特に農産物等について、決議をしっかりと、守らないといくら妥結しても、最後は国会で承認されないと批准できないから、国会できちんと中身のご説明をして、ご審議いただいて、ご承認いただけるというものにしていかなければならないというのは当然であって、その上で、成長戦略に寄与するグローバルバリューチェーン、広域的なFTAづくりをむしろ日本がリードする形でやっていくという、そこは何としても両立させる形で、まさに良い方向でまとめたいということである。
- 18ページ。総理の施政方針演説が載っている。「成長センターであるアジア・太平洋に、一つの経済圏を創る。TPPは、大きなチャンスであり、正に国家百年の計です」。これは総理が良くお使いになる言葉。「関税だけでなく、知的財産、投資、政府調達など野心的なテーマについて、厳しい交渉」、TPPの本質はそういうところにあるので、そこを良くご理解いただき、私ども、説明には限りがあるが、なるべくこういう機会をこれからも設けさせていただき、皆さんのご意見を十分踏まえた形で交渉に全力を尽くしたいと思う。

【質疑応答】

(北海道)

- 国会決議で、「農林水産分野の重要5品目など」という記述になっているが、北海道では重要5品目の他にも小豆やいんげんなどがある。これらの取扱いについて、どのように考えているか。
- 日豪EPAは、TPP交渉の関税協議に影響が出るものと考えているので、交渉状況がど のようになっているのか、できる範囲で説明願いたい。

- 何々などの重要品目の「など」に何が含まれているのかについては、決議したのは国会。 決議の文章を政府はどのように解釈するのかという質問を国会でされるが、国会で決議されたことを、役所が勝手に解釈するということはどうかと思う。甘利大臣も、正に国会で最終的にご判断いただくべき話だと国会で答弁している。その上で、私も北海道農業における雑豆の重要性というものはお聞きしている。いわゆる5品目だけでなく、農林水産物を中心に各国からいろいろな関心を寄せられており、その関心を寄せられている品目について交渉を行っているので、特定の品目について、これはどうするとは申し上げられないが、皆さん方の思いは十分伺った上で交渉している。
- 日豪EPAについては、オーストラリアのロブ貿易投資大臣が来日し、明日 (26日)、関係大臣と会談する。それから、アボット首相が4月に来日する。日豪EPAは、昨日今日始まった話ではなく7年前にスタートしており、議論が深まっているのではないかと思う。担当ではないので、いつ、どこでということは申し上げないが、少なくともEPAとTP

Pは手続としては全く別だが、お互いに相乗作用で良い方向に作用すればいいと思う。

(北海道生活協同組合連合会)

- TPPは最終的に関税をゼロにすると聞いている。重要農産物も今守られるとしても、将 来的に関税がゼロになるのではないか。
- 原産地規則で「メード・イン・TPP」ということは、アメリカで作ったものも、日本で作ったものも、「メード・イン・TPP」になる。そうなると、添加物や農薬など食の安全の色々な基準は、なおさら、無くされたり、同じ基準になるのではないか。
- ISDSについて、先ほど日本は内外差別していないから大丈夫との説明があったが、例 えば、学校給食は地産地消を進めている。その点で、外国の企業が行政を訴えることはない のか。

(澁谷内閣審議官)

- 今回守れても将来守れるのかという質問は初めて。TPPは開かれた協定、リビング・アグリーメント。これは12か国以外も入ってこれる、横に増やすということと、更には一度まとまっても、それをバージョンアップさせていくということ。これは関税というよりは、ルールの分野で、途上国が今回はどうしてもこの位だが、次は必ずもっとやるからということで、リビング・アグリーメントという言葉がよく使われている。
- 関税について、将来は撤廃になるのかということについては、関税交渉については、現在 の厳しい状況を説明して、今、一生懸命やっている。将来どうなるのかという質問は、20年 後30年後の世界が、国際政治がどうなっているかと同じ質問であり、その時々に最善を尽く すとしか言いようがないと思う。
- 原産地規則は、関税を例えばゼロにすることの恩恵を受けるために「メイド・イン」どこそこという定義をどうするかということであって、輸入するときの関税をどうするという話と、輸入をするときに安全の基準をどうするという話は全く違う話である。原産地がどこであろうと、その国が輸入するとき安全基準をどうするかは、SPSなどのチャプターに盛り込まれているが、アメリカにも食の安全に大変関心の高いステークホルダーがいて、そうした意見も踏まえて、基本的にはWTOのSPS協定の中身と変わりない内容になっているので、アメリカ産だから基準を緩めなければならないということにはならないと明言をしたい。
- ISDSについては、投資をした人が、その後に基準が変わったためにダメになったということであり、ステートを訴えるもの。ステートの中に地方公共団体が含まれるかどうかは 微妙な問題なので、いまの時点で明言できないが、多分、心配するようなことはないのではないか。むしろ心配なのは ISDSではなく政府調達のような気もするが、おそらく学校給食レベルの話では、心配するようなことはないと思う。

(北海道農民連盟)

- 道東で酪農をしているが、私たちのところは、酪農以外に生きる道がないようなところな ので、重要5品目はどうしても守っていただきたい。
- 食の安全は大丈夫だと説明があったが、遺伝子組換えの作物がどんどん入ってくると、我々の酪農だけではなく、ほとんどのものが遺伝子組換えに変わっていく恐れがある。それを食の安全というのかどうか。
- ラチェット条項とスナップバック条項について説明をお願いしたい。

- 食の安全は、SPSという動植物の検疫、TBTは、まさに遺伝子組換えの表示制度などをどうするのかというもの。SPSもTBTも、今我が国が結んでいる協定の中身と大差はない。あえて踏み込んで申し上げると、全く同一ではないとしても、TPPがまとまったからといって、日本の制度変更が余儀なくされるという心配はない。
- ラチェットは、歯車のツメ。歯車が逆回転しないということで、TPPだけではなく、い

ろんな経済協定にもある。これはどちらかというと、サービスなど日本が攻めている分野で、 日本の投資家が途上国に投資しようとするとき、その国の資本と一緒にやらなければならな いとか、外国資本は何%までといった制限が設けられているものを開けようとしている。日 本の投資家が投資をしやすいように、規制緩和の約束をしたら、後戻りはしない、今より悪 いものにはしないというのが、ラチェットということ。これは約束だから当然の話であって、 米韓FTAの時に非常に良くないものだという間違った印象が伝わっているようであるが、 むしろ規制緩和について合意をする以上は、当然、後戻りしないというのは当たり前の話。 何度も言うが、日本の現行制度は内外無差別なので各国から一切攻撃を受けない。日本の制 度が、どこかの国の多国籍企業に都合のいいように変更しろと言われる筋合いはない。どこ かの企業に都合が悪いから変えろと言うのは、基本的にはTPPやWTOにはない。外国だ け差別するのはけしからん。あるいは、日本の企業にこんないい思いをさせて、なんで外国 の企業にはしてくれないんだ、ということであって、安全とか環境とか、そういうことを理 由に規制することはダメだといったわけではない。あくまで内外を差別しているから、けし からんということ。日本にいると分からないが、内外を差別する国が結構ある。それが今狙 われている。日本の制度は全て内外無差別。建設業法には、日本で建設業を営もうとする者 は、日本国内に営業所を設けなくてはいけないと書いてあるが、これは、日本の企業であろ うが、アメリカの企業であろうが同じなのでOKである。そういう日本の規制は全て11か国 に登録をしてある。将来、日本だけでなく全ての国が公共政策を目的としていろんな規制を かける権利は当然、主権も全て留保している。ただし、それが特定の企業だけ狙い撃ちにす るということは貿易歪曲的ということ。いろいろと誤解があるようだが、むしろラチェット というのは日本の投資家にとって必要な条項ではないかと思う。

○ スナップバックは自動車の話だと思うが、自動車の関係は日米の並行協議でやっているので、答えを控えさせていただく。

(農民運動北海道連合会)

○ 政府調達であるが、今は、国、都道府県、政令市だけだが、特定の独立法人などは除外され、これらの3団体以外はないということでよいか。

(澁谷内閣審議官)

○ 日本の現行制度はそのまま変わらないということ。

(連合北海道)

○ 労働分野には影響しないとの話を聞いている。しかし、労働法制の規制緩和の動きも現在 起きているし、関税撤廃による市場強化の激化や、コストの削減や低減、あるいは政府調達 の見直しによる労働者の流失やそれに伴う雇用の喪失、低賃金や長時間労働など労働基準の 緩和が懸念される。政府は、TPPに関して雇用の喪失だけでななく、雇用の創出も含めて どのように試算しているのか。また、労働分野に影響しないとする根拠を教えてほしい。

(澁谷内閣審議官)

○ 昨年の3月に一定の仮説に基づいた経済効果を発表しているが、このGTAPモデルでは、 雇用がどれだけ増える、どれだけ減るということは出てこない。ただ、GTAPモデルは、 関税が即時に全て撤廃されるという、かなり極端な仮説を置いているということと、実はT PPだけではなく、経済連携協定では、関税を撤廃する効果よりも、サービスなどの規制緩 和の方が生産性を高めることに繋がるので、経済に与える影響が非常に大きい。昨年の3月 の時点では、世界的に確認されていたモデルを使って数字を出したが、TPPが妥結したら 各国がそれぞれの国会に説明をしなければならない。その時に、各国バラバラと全然違う説 明をするのもいかがなものかということもあり、各国と議論をしている。いずれにしても、 最終的に妥結して協定案文ができたら、国会に説明できるよう考えていかなければならない と思っている。

(北海道農民連盟)

- 国会決議にある聖域を確保できないと判断する場合の基準があればお聞きしたい。
- また、政府が聖域を確保できないと判断する基準というものがあれば、教えてほしい。

(澁谷内閣審議官)

- 決議には「脱退も辞さず」と書いてある。どういう状態になったら脱退するのだとよく聞 かれる。総理は交渉しているので、あまり脱退とか、そういうのは適切ではないと言ってい る。この間、外務委員会でも私が答弁したが、聖域はどのように守るのか、基準はあるのか などとよく聞かれる。これは、我が国が交渉に参加する前に日米の首脳で合意した内容をも う一度おさらいすると、関税の交渉については全ての品目をテーブルに載せる、その上で、 お互いセンシティビティがあるということを確認すると、最初から全部だとは言わないとい うこと。要は、甘利大臣は、聖域というのは、交渉を通じて勝ち取っていくものなのだと国 会で答弁している。相手は11か国もいる。アメリカも大変タフな相手であるが、アメリカだ けではない。11か国とは同時並行でいろんな議論をしている。日米だけクローズアップされ ているが、他の国ともやっている。決して楽な交渉ではない。最終的に11か国全てと何らか の形で合意しなければいけないという厳しい状況の中で、まさに交渉を通じて聖域を勝ち取 っていくものであるので、11か国に対して日本の立場を説明して、また、それぞれに物品以 外に弱い分野があるから日本は果敢に攻めていって、そうした交渉を通じて最終的にトータ ルとして全ての国を通して聖域を守るという交渉をしているとしか説明のしようがない。基 準の有無については、国会であるともないとも申し上げたことは一度もない。そういうこと を言うこと自身が交渉に相手国に予断を与えてしまう。私たちも皆さんに申し訳ないと思う。 国民に説明しろという気持ちは非常によくわかる。ただ、今日もマスコミにフルオープンで 開催しているが、私の話したことが11か国に一切漏れないのであれば、いくらでも話をでき る。皆さんに隠すつもりは全くないが、交渉相手には知られたくないということである。日 本のある新聞が、今、すごく厳しい物品交渉をしている、ある大きな国との交渉で、その大 きな国がある品目については撤廃しなくてもいいと言ったという記事が出た。そんなことは 言っていないが、新聞に載ったらその国が態度を急変させた。実は、少しずつお互いをわか りあえてきたかなと思ったときに、そういう記事が載ると、また、原理原則に戻るというこ との繰り返し。日本の新聞記事は、日経と共同は英文が出ているから、即日彼らは皆見てい る。他の新聞も大使館が英語に訳して、ほとんど即日見るのではないか。日本の新聞に対す る反応は早い。それは大きな国だけではない。
- 聖域を守る基準については、交渉を通じて勝ち取っていくと甘利大臣が何度も申し上げている言葉以上、お答えしようがないので、それを酌んでいただきたいと思う。皆さんの気持ちをくんで交渉をしていることは、御理解いただきたい。

(北海道農民連盟)

○ 生活圏に及ぶ様々な規制緩和や制度改正は杞憂だとの説明であるが、そうであれば、この会場にこれほど沢山の方が集まらないのだろうと思う。ISDS条項は大丈夫であるということであり、我が国は一度も訴えられたことがないというのは、ご説明のとおりだと思うが、今まで発展途上国としかISDS条項を締結したことがないと私どもは勉強しているが、この先確実に訴えられることがないということならば、まさしく渋谷審議官が仰ったリビング・アグリーメントという形になると思うが、皆さんの気持ちに答えていけるように教えていただきたい。

(澁谷内閣審議官)

○ 訴えられないという保証はないが、訴えられるのは日本国政府であり、日本国政府が訴えられて負けるような制度改正をするかということに尽きる。日本は通商国家であり、過去様々な通商協定を結び、WTOを含めていろいろ参加をし、WTO上の細かい処理に精通して

いる。アメリカに勝ったこともある。そういう中で、訴えられたら負けるような制度改正を日本国政府がするかどうかということ。訴えられないという保証は相手次第なので分からないが、訴えられて負けるとは思えない。もう一つ、NHKのニュースウォッチナインをご覧になった皆様はISDSが心配になったのではないかと思うが、NAFTAの後、カナダが、訴えられるかもしれないということで、新しい規制を躊躇するというような番組だったと思う。NAFTAのISDSが導入されてから、訴えの件数は増えたのは事実だが、NAFTAの後のFTAでは、訴えの仕方について限定的な条文が入っているのも事実であり、日本国政府がどこかの企業に訴えられるかもしれないということで、公共政策上必要な制度改正を躊躇するかということに尽きる。日本国政府として、そんなことはないと申し上げる。ブルネイ会合まではステークホルダー会合があり、ステークホルダーが各国の首席交渉官へインタビューできるという催しがあり、そこでISDSの話を多く質問されていたが、鶴岡首席交渉官は今私が話した同じことを皆さんにご説明されていたことを申し添えておきたい。

(TPPを考える市民の会)

○ 私は保険、薬価、知的財産がらみの医療技術について、お聞きしたい。20ページに書いてあるTPP交渉で扱われる分野で、(8)の知的財産で、「模倣品や海賊版に対する取締り等について」と、大変いいことが書かれているが、知的財産の分野というのはほかにもあり、例えば、新薬の特許期間を長くするということに、アメリカと日本は賛成している。他の国は反対の国が多くあると聞いている。新薬の特許期間が長くなると、ジェネリック医薬品がなかなか作れないということになる。発展途上国にとっては、死活問題になるので、ジェネリックが使えないことに反対していると思うが、日本国内においても、最後のセーフティネットである医療分野で、ジェネリックが使えないということは、大きな問題と思う。ほかにも、最新の医療技術が、いずれ保険適用になる道が開かれていたが、最新の技術を受けようと思ったら、自由診療で高いお金を払える人しか受けられないということで、保険適用が、この先、保障されていくのかということも含めて、私は大変不安に思っている。国民皆保険制度を守ると、確か麻生副総理がおっしゃっていたが、「守る」というのはどのような形で守るのかが大変重要で、いずれは保険適用で様々な医療を受けられたが、果たして守られるのか。お聞きしたい。

- 知的財産の分野は、ご指摘いただいたように、日本以外の国では最も関心の高い分野。ステークホルダーの会議をすると、日本の参加前はステークホルダーの8割くらいが知的財産関係の人だったが、日本が参加してから、圧倒的多数が農業関係分野になった。日本以外の国の一番の関心は知的財産。やたらリークテキストみたいなものが出回るのもこの分野なのも御存知のとおり。この分野は、我が国というより、他の国の非常にセンシティブな部分なので、発言も気をつけなくてはいけないが、知的財産で、大きな論点になっているのは、医薬品のデータ保護期間といわれているもの。それから、映画とか小説とかの著作権の保護期間をどうするかという議論。また、いわゆる地理的表示といわれるものは、ヨーロッパは、歴史のある国であり、大事にしようと。アメリカなど新大陸では、自由にしたいと。日本はその間くらい。日本も、アメリカも、これからヨーロッパと本格的な交渉を始めるが、TPPでは地理的表示のルールを早く決めておきたいという気持ちがある。
- 著作権は、国対国の対立ということではなく、どの国も、例えば映画会社とか、音楽家協会とかは、著作権の期間を延ばして欲しいと。一方、ネットなどに配信する人達は、もっと短くしてくれと。これは、アメリカの中にも両方の勢力(ステークホルダー)がありどの国も難しい問題。現行制度はアメリカが70年、日本は映画が70年、それ以外が50年。どっちに合わせるとか単純な話ではない。2回の閣僚会議を通じて、相当、論点が煮詰まってきたが、結論は出ていない。
- 医薬品のデータ保護期間の問題は、最もセンシティブな問題。ご指摘のとおり、12か国の

中で、新薬を開発できる能力を持っているのは、アメリカと日本だけで、残りの国は、ジェネリックに依拠している国なので、薬価を抑えるために、新薬よりもジェネリックに早く移行したいという意向を持っている。一方、難病の患者さんがいらっしゃる中で、新薬の開発というものも意味のあることで、バランスが大事だということ。インターナショナルにセンシティブな分野なので、あえて申し上げないが、医薬品のデータ保護期間について、日本は延ばせと主張しているという話も正確ではない。バランスを取った解決に向けて、最後の調整をしているということだけ申し上げておきたい。

○ 私は、先週、お医者さんのシンポジウムに出たが、そのときに、国民皆保険の話を色々聞かれた。12か国のうちの11か国が日本と同じような国民皆保険制度を持っており、アメリカも、そこに近づくような政策変更をしようとしている。そもそも、医療制度について、議論されていないというと、嘘だと言われるが、そのことが論点になっているようなチャプターは無い。どこかの国の保険会社が、日本に来ようとして、混合診療とか言ってくるんじゃないかという心配の声が聞かれるが、そういう保険会社が登場してくるのは、金融サービスのチャプターだと思う。金融サービスのチャプターでは、先ほどから申し上げているように、途上国に対して、金融サービスの参入を規制する、内外差別的な規制を緩和するところに主眼が置かれている。何度も言うが、この制度が、特定の企業にとって気に入らないから直せというのは出てこない。ある国の制度が、特定の国に対して特定の企業に差別的であると言われないと、TPPは議論されない。どこかの国の多国籍企業が日本に入りたいために、この制度を直せと言われたこともないし、仮に言われたとしても、いかなる論点をついてくるんだと言えばおしまいの話。日本国政府も情報を与えないと言われればそれまでで、反省するしかないが、事実は、そういうことだと御理解をいただきたい。

(TPPを考える市民の会)

- 13ページのコンプリヘンシブ(包括的)という言葉があるが、その意味と政府の考え方について教えてほしい。
- もう一つ、5年前から日本の外務省が、アフリカのモザンビークで、農業プロジェクトを 始めた。そのため、モザンビークの農家が生活できなくなり、食べものも無くなる。色々 なグローバルサプライチェーンの考え方を聞いたが、どこで安く作って、どこで高く販売 するかということを考えたら、環境破壊になり、農家の生活もだめになる。メリットとデ メリットは何か。

- コンプリヘンシブ (包括的) という言葉を、我が国政府がどう使っているかということだが、コンプリヘンシブという単語は、色んな分野、色んな意味で使っている。我が国が使っている意味は、26ページの2つ目の○に書いてあるが、関税撤廃交渉のときに、日本は野心的ではないと、自由化率があまりにも低い水準であると、色々な国から言われているのは事実。確かに、野心的であり、かつ、コンプリヘンシブだということは、TPPでは、合意しているが、包括的というのが、色々な捉え方があり、物品の関税を撤廃することだけではなく、サービスとか投資とか政府調達とか一時的入国とか、市場アクセス全般、あるいはルールも含めて、幅広く全部で野心、アンビションのレベル、野心的というのは、なるべく高いレベルを目指しているということだが、物品の関税撤廃の立場だけで、日本は野心的でないと色々な国に言われるが、例えば、政府調達にしても、日本は12か国の中で、現行制度が最も高い水準であるし、サービスについては、何度も言っているが、全て日本の政府が内外差別的ではない。一時的入国についても、日本はビザの発給要件も含めて非常に開放的。そういうことを全部考え、物品の関税だけではなく、トータルで見て考えるべきだと、廿利大臣が交渉会合で常に言っている。
- 農業について、安いところで安く作って、高く売れるところで売るということでいいのか

というご質問だと思うが、かつて、通商交渉の中で、農産物は、対象になっていなかったが、ウルグアイラウンドのときから、農産物、農業の交渉がクローズアップされてきた。国際経済学の基礎的なテキストに書いてあるのは、農産物の貿易は、農産物は自国で一次的に消費し、余りがあったら、その余ったもの同士でやるというのが、農産物の貿易の基本形だと経済学の教科書に書いてある。ただ、類似の通商交渉の中で、農産物が、議論され、皆さんが懸念していることが出てきているのは事実。ただ、農林水産省も常に言っており、色々と議論をされているが、一次産業、例えば、農地が持つ多面的な機能があり、林業が持つ国土保全的な機能というものがある。そういうものを度外視して、単なる一物品として見るのがいいのかという議論は厳然としてあるが、これは、TPPというよりは、政策全体の中で考えていく話だが、私どもは、当然、そういう認識を十分持っているし、農林水産委員会の決議、柱書きに、「再生産可能となるよう」と明確に書いてある。単に農業が物品を生産するという以上に大きな公共的な意義を持っているという前提で決議がなされたと私自身は理解をしているので、こうした理解を十分踏まえながら交渉しているということは申し上げたい。

(北海道女性農業者ネットワーク「きたひと」)

- こういう席に、参加させていただき、大変嬉しく思っているが、回を重ねる度に、私の気持ちが段々重くなっている。 澁谷内閣審議官から、お話をいただいたが、やはり、段々気持ちが暗くなっていくのが現実。
- 先ほど、お話の中で、報道されるものは嘘。答えられないことがある。それが諸外国に漏れた場合のことを懸念されてのお言葉だと思うが、この先も、政府間交渉はされていくのでしょうが、何を信頼して、この後の先行きを、正しい知識を、私達は得ていくことができるのか。今のお話を聞いただけでは、結局、黙っていなさいと言われたような気がするが、その辺のところをお答えいただきたい。

(澁谷内閣審議官)

○ 明確に申し上げるが、こちらからご説明できる内容に限りがあるというのは事実だが、黙っていなさいということを言ったことは一度もない。皆さんの意見をお伺いしたいということで、私自身がこの場で説明するのは初めてだが、東京でも海外でもやっている。その度に御意見を承っているし、文書でもいただきますと申し上げている。どの国も、同じ契約を結んでいるから、交渉の中身をダイレクトに言うことはできないが、だからといって全くコミュニケーションしないというわけにいかない。こちらからの情報発信には限りがあるが、工夫しながらやっていき、皆様方とコミュニケーションしながら、皆様方のお気持ち、あるいはご意見、ご要望は全てお聞きするということは、これからも積極的にやらせていただきたいと思っている。国会で、各国の情報開示について、比較して言われることがあるが、我々も試行錯誤でやっている。足りない点は多々あるかと思うが、そういうことも含めて、これからも、皆様のご意見をぜひお伺いしたいと思うので、了解いただきたい。